

発議第 13 号

松阪市議会会議規則の一部改正について

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 24 年 10 月 17 日 提出

松阪市議会議員	西 村	友 志
	松 田	俊 助
	中 村	良 子
	山 本	芳 敬
	田 中	祐 治
	川 口	保 生
	久 松	倫 正
	野 口	正 夫
	水 谷	晴 夫

松阪市議会会議規則の一部を改正する議会規則

松阪市議会会議規則（平成 17 年松阪市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 8 節 表決（第 66 条—第 75 条）」を

「第 8 節 表決（第 66 条—第 75 条）」を

第 9 節 公聴会及び参考人（第 76 条—第 82 条）」に、

「第 9 節」を「第 10 節」に、「第 76 条—第 80 条」を「第 83 条—第 87 条」に、「第 10 節」を「第 11 節」に、「第 81 条」を「第 88 条」に、「第 82 条—第 90 条」を「第 89 条—第 97 条」に、「第 91 条—第 95 条」を「第 98 条—第 102 条」に、「第 96 条—第 99 条」を「第 103 条—第 106 条」に、「第 100 条—第 105 条」を「第 107 条—第 112 条」に、「第 106 条」を「第 113 条」に、「第 107 条」を「第 114 条」に改める。

第 17 条中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に改める。

第 107 条を第 114 条とする。

第 6 章中第 106 条を第 113 条とする。

第 5 章中第 105 条を第 112 条とし、第 100 条から第 104 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第 99 条を第 106 条とし、第 96 条から第 98 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第3章中第95条を第102条とし、第91条から第94条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章中第90条を第97条とし、第82条から第89条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第81条を第88条とする。

第1章第10節を同章第11節とする。

第1章第9節中第80条を第87条とし、第76条から第79条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

#### 第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第76条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第79条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第80条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第81条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第82条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を

通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「(第106条関係)」を「(第113条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。